



平成 25 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社メディア工房
代表者名 代表取締役社長 長沢 一男
(コード：3815、東証マザーズ)
問合せ先 執行役員管理部長 今井 健一
(TEL. 03-5549-1804)

株式分割および単元株制度の採用ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 23 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割を実施し、同時に単元株制度を採用すること、およびこれに伴い定款の一部を変更することについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、株式分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

1. 目的

平成 19 年 11 月 27 日全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成 26 年 3 月 1 日（土）をもって、①当社普通株式 1 株を 100 株に分割し、新たに②100 株を単元株式数とする単元株制度を導入するものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 2 月 28 日（金）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	56,500 株
②今回の分割により増加する株式数	5,593,500 株
③株式分割後の発行済株式総数	5,650,000 株
④株式分割後の発行可能株式総数	22,600,000 株

(注) 上記の数値は、平成 25 年 10 月 23 日時点の発行済株式総数に基づくものであり、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 日程

①基準日公告	平成 26 年 2 月 14 日（金）
②基準日	平成 26 年 2 月 28 日（金）
③効力発生日	平成 26 年 3 月 1 日（土）

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権の行使価格の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株あたりの行使価額を平成 26 年 3 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価格	調整後行使価額
平成 17 年 8 月 22 日臨時株主総会 決議に基づく新株予約権	40,000 円	400 円
平成 19 年 11 月 29 日定時株主総会 決議に基づく新株予約権	13,719 円	138 円
平成 21 年 11 月 26 日定時株主総会 決議に基づく新株予約権	60,433 円	605 円
平成 22 年 11 月 25 日定時株主総会 決議に基づく新株予約権	71,000 円	710 円
平成 24 年 11 月 21 日定時株主総会 決議に基づく新株予約権	60,800 円	608 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

平成 26 年 3 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 3 月 1 日（土）

※上記の単元株制度の採用に伴い、平成 26 年 2 月 26 日（水）をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規程に基づき、平成 26 年 3 月 1 日をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割に伴い当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株と定めるため、第 7 条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 単元株制度採用に伴い、第 8 条（単元未満株式の権利）を新設いたします。
- ④ 第 7 条及び第 8 条の新設に伴い、所要の条数繰り下げを行います。
- ④ 定款変更の効力発生日を定めるため附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>236,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>22,600,000株</u>とする。</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p><u>(単元未満株式の権利)</u></p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>①会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>③株主の有する株式数の応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第7条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第9条～第41条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第6条の変更及び第7条並びに8条の新設並びにこれに伴う条数の変更は、平成26年3月1日をもってその効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u></p>

以上